

1. 商品名	自由金利型（M型・単利型）定期預金 （愛称、スーパー定期・スーパー定期300）
2. 販売対象	法人および個人
3. 期間	<p>（1）定型方式 … 1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年 5年（個人は2年以下） ※個人の3年以上の場合は、半年複利型となります。[P.13]</p> <p>（2）満期日指定方式 … 1カ月超4年未満（定型方式の期間を除く） （個人は3年未満）</p> <p>（3）定型方式については、預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取り扱いができます。</p> <p>（4）自動継続扱以外の満期日は、原則として銀行休業日を避けた営業日とします。 ただし、特に申し出があった場合は、銀行休業日を満期日とすることができます。</p>
4. 預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<p>随時預入</p> <p>1円以上～300万円未満 （スーパー定期300は300万円以上）</p> <p>1円単位</p>
5. 払戻し方法	<p>満期日以後に一括して払い戻します。</p> <p>なお、自動解約型の場合は、満期日に元利金を一括して指定口座へ自動入金します。</p>
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払日 （3）計算方法	<p>預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</p> <p>中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する1年毎の応当日）および満期日に支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払率（約定利率×70%、小数第4位以下切捨）により計算</p> <p>解約時に預入日から満期日の前日までの日数について付利単位を1円として、1年を365日とする日割により計算</p>
7. 手数料	
8. 付加できる 特約事項	<p>（1）個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。</p> <p>（2）個人の場合はマル優の取り扱いができます。</p>
9. 中途解約時の 取り扱い	満期日前に解約する場合は、当行所定の掛目表により算出した利率により計算した利息とともに払戻します。（小数点第4位以下切捨）

	<p>(注) 1. 中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数である場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を精算します。</p> <p>2. 中途解約利率は、預入日から6ヵ月以上経過した場合には、預入期間に応じた預入日のスーパー定期利率の90%を上限とします。</p> <p>3. 解約日の普通預金利率を下限とします。</p>
10. その他参考となる事項	満期日以後の利率は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
11. 預金保険制度の対象	預金保険制度の対象となります。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>